

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2014年2月5日号
No. 599

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

期間中に正しい申告を

確定申告・町県民税申告

2月17日(月)～3月17日(月)

地区ごとの詳しい日程などは、「広報ひのおしらせ版 1月8日号」をご覧ください。

【問合せ】役場住民課(電話 72-0333)

町嘱託職員および臨時職員を募集(平成26年度採用)

町では、平成26年度採用の町嘱託職員および臨時職員を次のとおり募集します。

募集職種と人数

嘱託職員

- ▶保育士＝若干名
- ▶図書館司書＝若干名

臨時職員

- ▶特別支援員(保育所)＝1人
- 採用期間** 平成26年4月1日～平成27年3月31日

申込期限 2月19日(水)午後5時まで(期日厳守、郵送可)

申込方法 申込期限内に申込書、履歴書などを教育委員会事務局へ提出してください。募集要項、申込書は教育委員会事務局および役場黒坂支所にあります。

採用試験 2月22日(土)

◆受付＝午前8時30分～

◆試験(面接)＝午前9時～正午(予定)

◆場所＝役場2階会議室

合否通知 2月26日(水)受験者全員に合否通知を発送します。

問合せおよび提出先 教育委員会事務局(電話 72-2107)

町男女共同参画プラン評価委員を公募します

町では、昨年3月に制定した、「第2次日野町男女共同参画プラン」の実施・進捗状況について評価・検討を行う委員を募集します。

参画プランが暮らしに浸透しているか、まちの男女共同参画の現状はどうかなどの意見をいただき、一人一人が自分らしく輝いて暮らせる地域づくりに生かします。皆さんの参加をお待ちしています。

応募資格 日野町在住で、男女共同参画に関心がある人

募集定員 5人(委員定数は15人以内ですが、うち5人を公募します)

任期 2年

報酬・旅費 支給なし

申込み 役場企画政策課および役場黒坂支所にある、所定の応募用紙に記入のうえ、役場企画政策課まで提出ください。

締め切り 2月28日(金)

問合せ 役場企画政策課 担当入澤真人(電話 72-0332)

学用品費など教育費の一部を援助する制度があります(平成26年度就学援助費)

町では、小学生、中学生がいる家庭で、経済的な理由で困っている人に、学用品費など教育費の一部を援助する制度があります。

希望する人は、2月28日(金)までに申請してください。

対象家庭 町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、経済的に特に困っていると認められる世帯など

申請方法 申請書と必要な添付書類および平成25年度の所得・課税証明書を、在籍する学校に提出してください。なお、申請書は学校および教育委員会事務局にあります。

問合せ 教育委員会事務局 担当佐々木竜也(電話 72-2107)

平成26年度町学校給食用物資(米以外)納入業者を募集

平成26年度の学校給食用物資(米以外)納入業者を募集します。

納入品目 野菜、鶏卵、豆腐・油揚げ等、こんにゃく、味噌、鮮魚
納入業者資格 町に本店、支店、

営業所または住所があること

物資発注方法 1カ月分ごと発注
納入期限

▶火曜日～金曜日使用分＝前日の午後2時～午後2時30分まで

▶月曜日・休日の翌日＝午前8時から午前8時20分まで

申込み 物資納入希望申込書を、2月19日(水)までに教育委員会事務局に提出してください。申込書は、教育委員会事務局にあります。(要項は申込時にお渡しします)

決定 必要に応じて聞き取りを行い決定し、契約を締結します。

問合せ 教育委員会事務局 担当佐々木竜也(電話 72-2107)

平成26年度町学校給食用米納入業者募集のための説明会開催

安心・安全で、おいしい給食を提供するため、平成26年度学校給食用米の納入業者募集のための説明会を開きます。

日時 2月18日(火)午前10時から

場所 役場2階第3会議室

資格 次の条件をすべて満たす生産者および生産団体

①鳥取県特別栽培農産物生産登録を受けて、町内で特別栽培米コシヒカリを生産していること

②米の品質を保持するための、専用の保管庫を所有し、適正に管理していること

③週に1度給食センター米庫に納品できること(年間使用見込み数量は、4,000kg程度の予定)

選定 説明会終了後に配布する申込書を提出してください。申込者の施設などを確認後、入札を行います。

問合せ 教育委員会事務局 担当佐々木竜也(電話 72-2107)

家畜を飼育する人は、頭羽数等に関する届け出を

家畜伝染病予防法が改正され、家畜等(牛、シカ、めん羊、ヤギ、馬、豚、イノシシ、鶏、ウズラ、アヒル、七面鳥、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥)を飼育している人は、毎年2月1日現在の頭羽数などについて、次のとおり届出書を提出することとなっています。

届出がない場合、罰則が適用される場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

届出先 鳥取県西部家畜保健衛生所(〒689-4213 西伯郡伯耆町金屋谷1540-17)

提出期限 ▶牛、シカ、めん羊、ヤギ、馬、豚、イノシシ=平成26年4月15日▶鶏、ウズラ、アヒル、七面鳥、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥=平成26年6月15日
※届出様式は、役場産業振興課(電話72-2101)および鳥取県西部家畜保健衛生所窓口

問合せ 鳥取県西部家畜保健衛生所(電話0859-62-0140、ホームページアドレス=<http://www.pref.tottori.lg.jp/seibukaho>)

労働セミナー「知っておきたい！働くときの基本ルール」が開かれます

基本的な労働関係法令などを学習する機会を提供し、労働者と経営者間の紛争を未然に防ぐことを目的に、学習会が開かれます。

テーマ 働くときの基本ルール＝労働契約が成立するまでの流れとポイント、賃金・労働時間・休日などのきまり ほか

【米子会場】 場所：米子市福祉保健総合センターふれあいの里(米子市錦町1-139-3) 日時：2月28日(金) 午前10時～午前11時30分※このほか、鳥取会場と倉吉会場があります。お問い合わせください。

参加料 無料

対象 どなたでも参加できます。(雇用保険の失業給付を受けている人は、求職活動実績のポイント

になります)

申込み 当日参加も可能ですが、資料準備のため、事前申込みをお願いします。

申込みおよび問合せ 鳥取県中小企業労働相談所みなくろ米子(電話0859-31-8785)

こころの相談会が開かれます

子どものこと、家族や知人のこと、自分のことなど、日ごろ気になっている悩みや困りごとを話してみませんか。どなたでも相談できます。

日時 2月11日(火・祝) 午前9時30分～午後4時

場所 米子コンベンションセンター第4、5会議室

相談 相談は無料ですが予約が必要です。秘密は守られます。

予約および問合せ ライフサポートセンターとっとり(電話0120-82-5858)

土地境界に関する無料相談会が開かれます

日時 3月9日(日) 午前10時～午後4時(受付：午前10時～午後3時)

場所 町山村開発センター(根雨)

内容 土地家屋調査士が、無料で相談に応じます。▶土地の境界に関する相談▶土地・建物の表示に関する登記(土地分筆、建物新築・増築など)

問合せ 鳥取土地家屋調査士会事務局(電話0857-22-7038)

【協会けんぽ鳥取支部から】介護保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ鳥取支部の介護保険料率が、平成26年3月分から変わります。

これは、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額が増加し、多額な赤字が見込まれるため介護保険料率が引き上げられることになったものです。ご理解とご協力をお願いします。

介護保険料率 ▶現行：1.55% ▶平成26年3月分から：1.72%

※なお、健康保険料率は据え置きです。

問合せ 全国健康保健協会(協会けんぽ) 鳥取支部企画総務グループ(電話0857-25-0051)

税務署から記帳・帳簿等の保存制度対象者拡大のお知らせ

事業所得などを有する白色申告の人に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象が拡大されています。

対象 事業所得、不動産所得または山林所得にかかわる業務を行うすべての人※所得税の申告が必要ない人も、この制度の対象となります。

記帳する内容 売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先そのほかの相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額などを帳簿に記載します。記帳に当たっては、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存期間 《帳簿》 ▶収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)：7年 ▶業務に関して作成した法定帳簿以外の帳簿(任意帳簿)：5年 **《書類》** ▶決算に関して作成した棚卸表その他の書類：5年 ▶業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類：5年

説明会 税務署では、新たに記帳を行う人や、記帳の仕方が分からない人のために、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を行っています。お問い合わせください。

問合せ 米子税務署(電話0859-32-4121) ※自動音声に従って「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。